令和７年４月から以下のとおり改正します。

**日常生活用具給付事業について（お知らせ）**

**１　改正内容について**

紙おむつ等について、「障害及び程度（対象者）」の要件が変わりました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **〈改正前〉** |  | **〈改正後〉** |
| 障害及び程度 |  | 障害及び程度 |
| ・高度の排便又は排尿機能障害  ・脳原性運動機能障害を有し、かつ、意思表示困難な者 | → | ・高度の排便又は排尿機能障害  ・脳原性運動機能障害を有し、かつ、意思表示困難な者  ・最重度の知的障害者（児） |
|  |

＜留意事項＞

給付を受ける際には、事前申請が必要です。

**２　お問合せ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 | 所在地 | 連絡先 |
| 中区 | 中区大手町四丁目１－１　大手町平和ビル２階 | ℡５０４－２５８８ |
| 東区 | 東区東蟹屋町９－３４ | ℡５６８－７７３４ |
| 南区 | 南区皆実町一丁目４－４６ | ℡２５０－４１３２ |
| 西区 | 西区福島町二丁目２４－１ | ℡２９４－６３４６ |
| 安佐南区 | 安佐南区中須一丁目３８－１３ | ℡８３１－４９４６ |
| 安佐北区 | 安佐北区可部三丁目１９－２２ | ℡８１９－０６０８ |
| 安芸区 | 安芸区船越南三丁目２－１６ | ℡８２１－２８１６ |
| 佐伯区 | 佐伯区海老園一丁目４－５ | ℡９４３－９７６９ |

**〇手続きに関しては、お住まいの区の福祉課障害福祉係にお問い合わせください。**

**〇制度に関するお問合わせ先**

　　広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課　℡５０４－２１４８